

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書

超低金利が続く中で、消費者金融、信販会社、銀行など複数業者から返済能力を超えた借入れをして、苦しんでいる多重債務者が後を絶たず、平成16年の自己破産申立件数は21万人を数え、約8千人の人々が経済的理由で自殺しており、大きな社会問題となっている。

こうした背景には、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という。）第43条の「みなし弁済」規定を適用させ、利息制限法第1条の上限（年15～20％）は上回るが、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）第5条第2項の上限（年29.2％）よりは低い金利、いわゆる「グレーゾーン金利」で営業する貸金業者が多いという実態がある。また、出資法の特例規定により日賦貸金業者及び電話担保金融については、高金利（年54.75％）の適用が許されている。

こうした中で、最高裁判所は、「みなし弁済」を適用できる条件を厳格に解釈し、貸金業者の利息制限法の上限を超える利息を無効とする判断を示したところである。

国では、平成19年1月を目途に出資法等の上限金利を見直すとしている。今回の見直し時期をとらえ、借受者の不安を一日でも早く解消すべきである。

よって国におかれては、法改正に当たって次の事項を実現されるよう強く要望するものである。

- 1 出資法における上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること。
 - 2 貸金業規制法第43条の「みなし弁済」規定を廃止すること。
 - 3 出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月22日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
法務大臣
金融・経済財政政策担当大臣